

第十期練馬区健康推進協議会（第3回）会議録【要旨】

1 開催日時

平成29年11月17日（金）午後2時30分～4時10分

2 開催場所

練馬区役所 庁議室

3 出席者

会長 高久史磨委員

副会長 古賀信憲委員

委員

嶋村英次委員、田中真委員、豊田英紀委員、丸山淑子委員、島田美喜委員、小川けいこ委員、宮原よしひこ委員、石黒たつお委員、坂尻まさゆき委員、土屋としひろ委員、伊藤大介委員、浅田博之委員、関口博通委員、後藤正臣委員、名川一史委員、北川乃貴委員、

渡邊ミツ子委員、高村章子委員、川島藤行委員

区理事者

健康部長、練馬区保健所長、福祉部長、福祉部管理課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、北保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療課長、医療環境整備課長

4 公開の可否

公開

5 傍聴者数

0名

6 配布資料

「資料1-1」

練馬区健康づくり総合計画について

「資料1-2」

練馬区健康づくり総合計画 平成28年度実施状況

「資料1-3」

練馬健康管理アプリについて

「資料1-4」

練馬区オリジナルロコモ体操について

「資料2-1」

平成28年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

「資料2-2」

平成28年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果

「資料3」

北保健相談所等の移転・改築および複合化について

「資料4」

東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方について

○会長

それでは予定の時間になりましたので、ただいまから第十期練馬区健康推進協議会の第3回の会合を開かせていただきます。皆様方にはお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。私はこの協議会の会長を務めています高久と申します。よろしくお願い申し上げます。

お手元にあります議事次第にしたがって、この協議会を進めさせていただきたいと思っておりますので、まず事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。私は練馬区の健康推進課長の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次第の1番、委員の委嘱でございます。まず、委員の交代についてです。新委員のご紹介をいたします。

（健康推進協議会新委員の紹介）

第十期の健康推進協議会の委嘱期間は、平成28年8月2日から平成30年8月1日までの2年間でございます。しかしながら、本協議会の設置要綱第4条では、委員の欠員が生じた場合における補充委員の任期、これは前任者の残任期間とするとされております。委嘱状でございますが、本来ならば区長より交付いたすところでございますが、机上での配付とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、新委員の皆様には、机上に第十期の第1回から第2回の配付資料が入った資料を置いております。ご活用ください。

なお、飯塚委員、増田委員、秋本委員、木村委員より、本日も欠席のご連絡をいただいております。

次に、本年度の区の担当者について異動がございました。新たに本協議会の担当となった理事を紹介いたします。

（区理事者の紹介）

○事務局 理事を代表いたしまして、健康部長の森田泰子よりご挨拶を申し上げます。

○会長 よろしく申し上げます。

○健康部長

改めまして、皆さん、本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本協議会につきましては、練馬区における保健衛生福祉事業の向上を図って、区民の皆様の健康の保持増進に寄与することを目的にした協議会でございます。皆様からさまざまなご意見を頂戴していきまして、区民の皆様が健やかに元気でお暮しいただけるような環境を整えてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございました。それでは、議題に入る前に、会議の公開記録についての説明を事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局

会議の公開記録等についてご説明いたします。附属機関等の会議の公開及び区民公募に関する指針により、会議は原則として公開することとし

ており、場内には傍観者用の席を用意しておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、会議録は要点記録として公開いたしますので、録音をさせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。そのため、発言をされる場合についてはマイクをご使用ください。会議録作成の際には委員の皆様方に後日発言内容を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。会議録の中の発言者の表記につきましては、発言者名を特定せずに「会長」や「委員」のように表記をさせていただきます。

また、お手元にファイルを配付しております。本日の資料をつづってございますが、次回以降の資料も合わせてつづっていただき、協議会が開催される際にご利用いただければと存じます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

また、机上に冊子を2部お配りしております。「練馬区健康づくり総合計画」と事業概要「ねりまの保健衛生」です。また、前回の会議録もお配りしております。「練馬区健康づくり総合計画」は、区健康施策を体系的に記したもので、本日の議題1の際、ご参照いただきたく存じます。

本日の資料は以上となります。資料の不足等ございませんでしょうか。

事務局からは以上になります。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、この協議会では練馬区が取り組む保健衛生に関するさまざまな施策について、区からテーマの提示を受けまして、

その時々的重要事項を理事者から報告していただき、委員の皆様のご意見をいただく形で進めてまいりたいと考えています。

まず、議題1は「練馬区健康づくり総合計画の28年度の実施状況と29年度の新たな取組について」。資料の説明を事務局からよろしくお願い致します。

○健康推進課長

【資料1-1】から【資料1-4】の説明

○会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、どなたかご質問、あるいはご意見があれば、どうぞ。

○委員

2点、質問させていただきたいと思います。まず最初に、2ページの健康づくりの指標のところですが、「20代女性のやせの者の割合」。目標値が出ておりますが、対策としてどのようなことをお考えなのでしょうか。これはアスリート、オリンピックを控えたアスリートの無月経が盛んに今、問題になっていて、ちょっと骨を丈夫にしましょうみたいな運動が盛んに行われていると思います。

これは一般の若い世代でも、女性の無月経が問題になっていて、これは今見ましたロコモティブシンドロームにも行く行くつながり、予備軍となり得る可能性があるので、何か具体的な対策などをお考えなのかというのが1つです。

それから、今、ビデオを拝見しましたロコモ体操なのですが、50分あ

るとおっしゃったのですが、これは全部声がないのですか、DVDの中に。

もし声がないとしたならば、例えば高齢者の方ですとか、一度に覚えるときに動作と文字を追っていくのは非常に難しいなと思いました。なので、ちょっと説明の声。ピアノの音よりは説明、動作の説明のほうが私としてはありがたいなという印象を持ったので、もし今後普及をお考えならば、それもご一考いただければと思います。以上、2点です。

○会長

どうぞ。

○健康推進課長

まず1点目の資料1-2の2ページ目の「女性のやせの者の割合」の指標の目標に対する現在の状況ということでございますでしょうか。実は進捗管理の調査なのですが、この健康づくり総合計画をつくる場合にいろいろな調査をしまして、そのときにこの内容についても合わせて評価するということでして、次回は来年度に調査を行う予定です。

○委員

そういうことではなくて、私は、何か対策をとることを考えていらっしゃるかどうか。例えば女性に対するやせの問題点などを普及していくような、何かそういった食事の指導とか運動の指導とか、若い世代に対してのアプローチがあるのかなというようなことをお聞きしました。

○健康推進課長

実は若い世代に対して、我々、健康セクションがどういうふうに情報提供なり、さまざまな施策を呼びかけていくかというのは、非常に弱い場面で

ございまして、特に女性の若い人にとっては、役所というのはとても遠い存在というふうに思っております。

ここに3番目として、「若い世代に向けた情報発信の拡充」という項目がございまして、これは私どもの若い職員が、自分たちと同じ世代に対して、自分たちの仕事をどうやってアピールしていくかということを初めに取り組んでみようということで、フリーペーパーをつくって、それも区報などで出すと一切読んでくれないので、例えば練馬の中で若い人が行きそうなお店、喫茶店だったり飲食店だったりというところに直に営業をかけまして、このフリーペーパーを置かせてもらって、いろいろな情報を出していこうということで、また事業にも参加してもらいたいというようなことで、今、取り組み始めております。

特に、今年度は若い男性に対して、男子料理部といった内容で、これは女性ではないのですが、「事業をやりますのでどうぞご参加ください」というのを、区報ではなくてフリーペーパーでお店に置かせてもらって募集をかけたところ、男性が多数集まりまして、自分たちで酒のさかなをつくってそこで食べるというようなことがございます。

こういったことを手始めに、若い人に対してのアプローチの仕方を我々自身も学びながら、今後また、それを積み重ねることで、より広く若い世代に対するアプローチをしていきたいと思っております。

ちょっと女性に対する答えになっていないのですけれども、そういったことを今、取り組んでいます。

また、女性の冷えというアプローチから、温活ということで講習会を開催いたしました。これも全部、フリーペーパーで募集したところ、やはり30代、40代の女性が数多く集まりました。

○健康推進課長

もう一つ、ビデオの話です。今、流したのは、通しでやると10分で、一連の動きを音楽と映像で見てもらおうということとは別に、もう50分ぐらいの、一つ一つの動作を体操作成者の先生が解説を交えて、「こういうふうな座り方してください」「こういう動きをしてください」ということを、動作を交えたビデオが、同じDVDの中に入っています。それを見ながらやると、ご自分でもビデオを見ながら講習できます。

我々もそういったものを渡すだけではなくて、講習会というものを催して、実際にこの作成者の関係される方に来ていただいて、教えていただきながら、介護予防の事業者に取り組んでもらいたいと考えています。

ですから、音声と動きが一緒になった別のバージョンがビデオの中に入っているとご理解いただければと思います。

○委員

わかりました。ありがとうございます。別のバージョンは大変結構で、よいと思いますが、例えば皆さん、忙しい場合には、短縮バージョンの10分で見たいというときには、今後、より一層親切であるということを目指した場合には、やはりそちらにも解説があるとありがたいと一般市民は思いましたので、申し上げました。よろしくお願いいたします。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

やはり関連なのですが、今、説明を聞かせていただいて、ロコモ体操、すばらしいことだと思うのですが、これを見ると30セットですよ。最後の深呼吸まで入れると30セットなので、ロコモ体操だから中高年だと思うのですが、ビデオを見ないとできないですよ。

だから、さきほど言われた方と同じなのですが、もうちょっと簡便的な、これはエッセンシャルだというものを入れた、やはりロコモですから全体、腰とか肩とか、全部入れなくてはいけないと思うのですが、そうなることややはり、覚えやすいものをというのですかね。最初はビデオを見ないといけないと思うのですが、後はNHKのラジオ体操みたいに、自然に順番を思い出してできるような体操になればすばらしいなと思って聞いたのですけれども。

それともう1点、スマホでいろいろアプリ画面をつかって啓蒙活動をやるということ、これはよろしいと思う、すばらしいことだと思います。それに登録して、ご褒美というのですかね、キャンペーン期間中にいろいろなグッズがもらえますよというのはインセンティブでいいのかなと思うのですが、すでに、スタートしていますが、次にまた続けるようでしたら、キャンペーン期間中のグッズ、血圧計というのは非常に引っかけられるのですけれども。

血圧計というのはよほど皆さん、高齢者だったら大体、慢性疾患で血圧

をはかっていただけるし、体操に興味のある方は区の体育館などでも血圧計は置いてあります。だから、多分、対費用、効果だと思うのですが、血圧計みたいな、4、5、000円のものを提供するのでしたら、それも台数が3、000台と大きいので、それよりかは、食生活とか、みそ汁の濃度とか塩分濃度とか、ロコモに関するものだったら体脂肪を見るような簡便な機械。そういうものは、コストも助かって、かつ趣旨にも添うのかなと思いつながら、説明を聞いていました。

○会長

どうもありがとうございました。何か説明はありますか。

○健康推進課長

では、アプリのキャンペーンについてご紹介、ご説明させていただきます。

区では、登録推進キャンペーンを実施しておりますが、区でお金をかけてキャンペーンするのもこれが最初で最後かなとは思っています。実はこのキャンペーン機能、いろいろなことに活用できるかなと思っています。

例えば、企業とタイアップして、企業がいろいろなキャンペーングッズ、商品をご提供いただくもので、例えば歩数のある程度クリアした場合には、そういったものがゲットできるだったり、商店街などと提携をしまして、その商店街のさまざまなお買い物に使っていただくとか、いろいろなことに活用できる。そういった可能性があると思っています。

そういった意味で、キャンペーン機能というのをこのスマホの中に入れて、それを横に広げながら活用できたらいいと思っています。それ

については平成30年度以降、我々もいろいろ考えて、なるべくお金をかけないでやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○会長

どうぞ、ご質問があれば。

○委員

資料1-2ですが、平成28年度の実施状況ということではあるのですが、指標を拝見すると平成30年度にならないと達成状況がわからない指標が多いので、なかなか中間地点では見えにくいというのはやむを得ないと思うので、下の5年間の取り組みのところで、平成28年度の実績をお示しいただいているのですが、できれば、平成27年度、平成28年度というような年次推移で、例えば妊婦面接の平成28年と平成27年度というような表現で、年次推移を書いていただくと、増えているのか減っているのか、あるいはこの事業は伸びているのか伸びていないのか、そういったことが私たちに判断できますので、そのような資料をお示しいただくと、進捗管理にもお手伝いできると思いました。

○健康推進課長

次回からそのようにさせていただきます。

○委員

別紙の「ねりまちてくてくサブリ」画面イメージの一番左のところなのですが、区からのお知らせというのがあって、どうしてこの3つを出したのかよくわからないのですが、手足口病と練馬大根とお祭りが3つ出てきて、これが見本の画面と判断したのですが、3つの全然関係ない情報を一

気に、特にネットを使って配信するというのは、場合によってはちょっと誤解を招きかねないかなと。手足口病が問題な人たちは保育園児であり、幼稚園の子たちであり、その親御さん、20代、30代の若夫婦です。練馬大根を育てる、育てたいという人たちはもう少しゆとり世代のご年配の方たちです。練馬まつりというのはまたこれは別のことがあるので、ここで区からのお知らせを一気に出すのであれば、もう少し吟味したほうがいいのかという印象がありました。

○会長

ありがとうございました。それではどうぞ。

○委員 資料1-2の1ページ目です。乳幼児と親の健康づくりです。その指標のところの、「この地域で子育てをしたいと思う区民の割合」「妊娠時の面接数」、これがいずれも平成28年度実施状況という欄で、(1)の「この地域で子育てをしたいと思う区民の割合」は平成29年10月現在で、95%という、平成31年度の目標90%に対して、それをはるかに超えた数字になっているのですが、どうしてこういう高い数字が出たのか。

また、「妊娠時の面接数」についても、6,000件の目標に対して6,807件。これも目標をはるかに超えています。

この2点、いずれもかなり目標を超えているので、どういう方法でこれを把握したのか、そして今後、安定的に、継続してこの数値を維持していけるのかどうか。その辺のところをおたずねしたい。

○会長

どうぞ。

○健康推進課長

まず1点目の「この地域で子育てをしたいと思う区民の割合」です。これは「健やか親子21」というアンケートがございまして、今年の10月にその内容が出たということで、95%という高い割合が出ております。これは毎年、実施していくものだと思しますので、来年もこの数字を維持するようにやっていきたいと思っております。

どうしてそうなったかというところなのですが、アンケートにお答えいただいた方が、区に対するそういう感想を持ったということで、具体的にこういうことがあったからこうなったという因果関係的なものはなかなかお答えができないのですが、結果として、こういう数字が出ているというものでございます。

また、2番目の妊娠時の面接につきましては、妊娠時については母子手帳を渡していますが、今までは区民事務所という、いわゆる区民部の機関で妊娠届と同時に渡していたというところがございました。

それが平成28年度からは保健相談所と本庁の健康部で妊娠届と同時にこの母子手帳を直接、保健師と面談をして渡すという形に切りかえました。そういったことからほぼ全数、面接をしてお渡しするという状況はできております。これについては今後も継続してやっていきますので、妊娠される方がもっと増えれば、この数も増えていくという因果関係はございます。以上でございます。

○委員

「この地域で子育てをしたいと思う区民の割合」、つまり練馬区に住みたい、住んで子育てをしたいということですよね。こういう結果が出ていることは大変素晴らしいと思うのです。

アンケートによるものなのでどうしてこういうふうになっているか明確にはわからないという今のご説明ですけれども、今の段階ではそうかもしれませんが、計画終了段階ではしっかり捉えて、これを今後も安定的に維持していくということが必要ではないかと思います。

○会長

そうですね。どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

先ほど委員からお話がありました、区からのお知らせをこの3つだけに絞っていいか、ちょっとご検討いただければと思います。

○健康推進課長

区からのお知らせの内容でございます。実はこのスマートフォンアプリにつきましては、健康推進課だけではなく、庁内の様々な担当と連携しながら、こういったいろいろな取り組みをしています。その所属課が自分たちのお知らせしたい内容をそれぞれ発信するという形で、このアプリを共同運営するという状況でございます。

この発信を受ける区民の側は、例えば住んでいる地域の状況がほしい、練馬の何々町の情報が欲しい、そういった絞り込み機能もございます。また、ジャンルも、例えば農関係ですとかスポーツ関係ですとか、そういったジャンル分けもできるということで、ご自身が欲しい情報を絞り込んで、区からのお知らせということで取り込めるような形で、このアプリに

については仕組みとしてつくっています。

何も絞り込みをしなければ、区からのお知らせが様々届くという結果もございますが、絞り込み機能を使っていただくことによって、自分たちが本当に欲しい情報、その地域の情報を、活用していただけます。今はラウンドムに出ていますけれども、ご自身が欲しい情報を取得出来るといったような機能は備えているものでございます。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題2「平成28年度練馬区食品衛生監視指導実施計画について」。資料の説明をよろしくお願いします。

○生活衛生課長

【資料2-1】、【2-2】の説明。

○会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明にどなたかご質問、いかがでしょうか。

○委員

この食中毒について、平成28年度練馬区内の施設を原因とする食中毒の発生というところですよ。以前にもこの会でお伝えしたことがあるのですが、もともと、このカンピロバクターという細菌は鳥の中にいるし、鳥のモツにいるものですから、その調理の仕方によって、食べた人はほぼ発症します。診断した医師が保健所に届け出をして、保健所に精査していただく時期には、カンピロバクター感染症の潜伏期間が5日と長いもので

すから、食べた人の記憶が曖昧だったり、時間も経ってしまって、食べたものと同じものがそこにあるとは限りません。もともと鳥肉や鳥の内臓にはカンピロバクターや他の細菌が存在しているのだということを、区民の人たちや食品を扱う人たちには徹底して周知していただきたいと思うのです。

私の外来クリニックでも、カンピロバクターで胃腸炎を起こした人が実は今年だけでも、うちのクリニックだけでも30人ぐらいいます。それからアニサキスが最近激増しているのですが、アニサキスは普通に青魚、アジ、サバ、イカのハラスのハラミの部分に普通に存在していますし、サンマの中にもいます。これは流通がものすごくよくなって、朝とれた青魚が大きなスーパーとか販売のところで大量に売られて、それを自分たちの家でさばいて、アニサキス症になるという例もあります。どうしてサバは「酢じめ」にするのか、どうしてアジは「たたき」にするのか、サンマは昔はなぜ刺身で食べなかったのか、田舎で言えば常識的な話が、都内の人たちにはなかなか理解できていないというところがあると思うのです。

ですから、特にアニサキス症は結構苦しいですし、内視鏡で取り除いてあげないとつらい状態になってしまうので、もともと食材にはそういうものがいて、そういう食材が普通に手に入る時代になったのだということとを強調して、区民の人に情報提供していただきたいと思います。

○会長

どうもありがとうございました。

○生活衛生課長

今、委員からお話があったとおり、いろいろな食事の形態や流通というのがどんどん変わってきておりまして、まさにカンピロバクターやアニサキスによる、症状や事例が非常に多くなっています。

私どもも手を変え、品を変え、区民の方に注意喚起を行っているところでございますけれども、今お話があったとおり、いるのが当たり前というところからご説明をさせていただいて、そしてそれを防止するためには、例えば冷凍であったり、十分な加熱というところをこれからもご案内したいと思います。

また、先ほどご説明申し上げました健康管理アプリ、お知らせ情報の機能なども使いながら、より多くの方に周知、啓発、注意喚起を行っていきたいと思っています。

○会長

どうもありがとうございました。ほかにどなたか。よろしいでしょうか。

それでは次の議題3、「北保健相談所等の移転・改築および複合化について」、事務局から説明をよろしくお願いします。

○健康推進課長

【資料3】の説明。

○会長

ありがとうございました。これにつきまして、どなたかご意見、ご質問ございますか。それは全く新しい建物をつくるわけですね。

○健康推進課長

はい。新しい建物をつくって、そこに今言った3つの施設を併設するとい

った内容になります。

○委員

北保健相談所が平和台の駅の近くに来てくれるということで、私どもも使い勝手がよくなるのですが、行政がつくる文書に対して慣れていないのですが、どのぐらいの敷地面積で云々となっているのですが、当初予算や基本の予算をここに入れるというのは難しいのでしょうか。予算が書いてないとわかりにくいのです。

これから基本設計が進んでいくと思いますが、区の予算は大体このぐらいかける。それは議会の承認をもらわなくてはいけないのだと思いますが、大雑把でも予算を書いてくれないと、「こうですよ」と言われても、「それは新しくなっていていいですね」で終わってしまうので、コストと、パフォーマンス、保健相談所の役割というのがあると思うのですけれども、そういう観点で資料をつくっていただいたほうが、ここに参加している者もわかりやすいと思うのです。

○健康推進課長

予算につきましては、今、具体的にお話しするのはなかなか難しい部分がありまして、大体どれぐらいと言っても、施設の機能や、規模によって大きく数字が変わってくるものなので、なかなか概算というのを出せない部分がございます。

今、基本設計を進めている段階なので、概算もなかなか難しいというお話しをさせていただいているところでございます。

○委員

すごくお気持ちはわかるのですけれども、区として大体このぐらい予算をかけて、こういうものをつくりたいという姿勢を示していただきたい。東京都でもどんどん借金が増えていくわけです。国もそうですけれども。

そういう視点とは別に、老朽化だから必要なのですけれども、こういうものについては区のバジェットの中からこのぐらいと言っていたら、聞いている人は「ああ、そのぐらいの費用の建物だな」とイメージがわくのだと思います。施設の面積や階数などの説明だけでは、「それは結構ですね」だけの話になってしまうので、コストパフォーマンス、コストです。

そういうものを少し考えていただいて、差しさわりのない程度で公開してもらおう。それがプロセスの透明性ではないか。それによって皆さん、納得すると思うのです。

○健康部長

ご指摘のとおりだと思います。今後、こういった様々な施設の更新についての実施計画を出していきます。その際には、そういった形で、大体どのぐらいのフレームなのかということをお示しできるようにしていきたいと考えています。

なお、複合化をしていくということ、それから部屋を共用するというのは、まさにこれからいろいろな施設が老朽更新しなければいけないという局面にあって、どのようにしたら、財政的な負担と必要な区民ニーズを両立させることができるかということが、その意味でリーディングプロジェクトということになってございますので、そういった観点で取り組

んでいきたいと考えております。

○会長

それではご質問あればどうぞ。

○委員

この跡地は何かお考えなのですか。移転後の跡地です。

○健康推進課長

跡地については、保健相談所の他にまだ北町福祉作業所が残っておりますので、それを機能拡充していくことを検討しています。手狭になっていることと、場合によっては他の機能も少し加えていくことも考えていかなければいけないと思っております。

春日町児童館・敬老館の跡地ですが、現状では、まだ何をやるかということは決まっておりません。建物自体が老朽化しているので、恐らくそのまま使うということは難しいということなので、今後の活用は、企画セクションで検討しているところです。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員

北町六丁目に移転するという事で、それはいいのですけれども、保健相談所について言うと、移転して利便性の向上を図るということなのですが、保健相談所の中で行う機能の拡充というのはあるのでしょうか。

○北保健相談所長

保健相談所です。現在の事業についてはそのまま継続をいたします。複合化をしていくわけですから、関連事業であるとか、高齢担当部署と今後協働しながら新しい事業については検討していきたいと考えてございます。

○委員

北町福祉作業所と同じ建物だと思うのですが、今現在、福祉作業所と保健相談所というのは、保健相談所が支援をしたりとか、そういう関係はないのでしょうか。

○北保健相談所長

健康教育の関係で出張講座等として福祉作業所には出かけてございます。この点については、移転しても要請があれば出かけていきますし、他の地域のところにも要請があれば、要望があれば出かけておりますので、同様に続けていく予定でございます。

○会長

よろしいでしょうか。他になければ。

それでは、次の議題でありますけれども、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方について」。これは資料4で説明よろしく申し上げます。

○健康推進課長

【資料4】の説明。

○会長

これは東京都の条例ですね。何かご意見おありでしょうか。

○委員

国が法制化ということで、東京都は条例というということによろしいのですね？

東京都の場合、歩行禁煙とか路上禁煙とか、これは23区でも、ばらばらですよ。区の条例で定めていると思いますが、この件については区として独自条例を定めるということは考えていないということなのではないでしょうか。

○会長

いかがでしょう。

○健康推進課長

まず、国は法制化を目指して、今年2月から動いた結果、法案としては出せなかったといったところで、法制化は厚生労働省が考えている最中といった内容でございます。具体的な動きについては、新聞報道等はありませんが、厚生労働省から法案としていつ出しますといった内容については、私どもはまだ伺っていない状況でございます。

東京都については条例化を来年2月に、第1回定例会に出したいといったことで、パブリックコメントをやっていることは説明を伺っているところでございます。東京都が条例化なされれば、東京都全域をこの条例によって規制するといった内容になっていくものでございます。

それから、これは屋内の受動喫煙禁止といった内容でございますが、屋外については、東京都は全く規制をしていない。それから各自治体、全国

自治体については、屋外に関する条例を制定しているところは多々あります。

これについては、受動喫煙ということではなく、ポイ捨て及び落書き等の禁止といった、環境美化の観点から条例を制定しているものでございまして、これについては区も条例を制定しているというところで、これ以上のことは今のところ考えておりません。

○委員

わかりました。

○会長

どうぞ。

○委員

今の委員のご発言に対して、私も同じようなことを考えていました。今、資料を拝見したときに、この東京都の資料が添付されていて、「では一体、練馬区はどう考えているの？」と思った疑問が1つです。「東京都がこうだから、これが条例として施行されれば練馬区もそうする」と言うならば、「各自治体の役割というのは何か？」と私は疑問に思ってしまう。

東京都は都条例、新宿区は区条例なのだと思いますが、新宿区は全面禁煙になっていて、かなり厳しい禁煙対策をやっている区だと思っております。練馬区は、住宅街も畑もある混在した地区ですので、全面的にとまでは私も望みませんが、西武練馬駅の駅周辺は、歩行喫煙だけに限らず、小さな店舗の前に灰皿を置いて、路上、狭い道路の前で吸っている方がとても多いのです。ですから、駅周辺何キロは禁煙エリアで、喫煙所をしっ

かり設けていただくといったことを望んでいます。

全面とは思っていません。畑、大根の植わっているところでそんなことは必要ないと思います。ですが、駅周辺に昔から住んでいる方は、健康に不安を感じている、人口も増えてきましたので、店舗も増えて、健康に非常に不安を感じておりますので、もう1つ踏み込んで、せめてエリアを決めた禁煙を考えていただければ、ありがたいです。以上です。

○会長

どうぞ。

○委員

私、たばこを吸わないからこういうことを言うわけではないですが、前回この会議で歩行喫煙、「区によっては条例を定めている。練馬区はどうですか」という議論があったと思うのですが、それは先に置きまして、敷地内というのは別に公だとかありますけれども、先ほど言われた畑などは私有地の中だから、それは私有地の中で、社会に反さないことであつたら取り締まれないと思うのですけれども、公道、いわゆる皆さんの共有のスペースである、公園はともかく、いわゆる歩行の公道での喫煙というのは、やはり練馬区としても、これだけいろいろ健康推進に力を入れてますので、もう2歩ぐらい進んでいただけると、非常に区民としてもありがたいと思うのです。

それから、東京都はパブリックコメント等を踏まえ条例化すると言うのですけれども、2019年のワールドカップ、ラグビーの大会に間に合わせる。それは目標だからいいと思うのですが、あと2年間です。条例を

つくって、誰も取り締まりをしなければ、何の意味もないです。

すると、喫煙者への過料などを課すとか、チェックする人がいないといけないのです。資料を読ませてもらうと、都は保健所へ丸投げです。そうしたときに、区として、今の駐車禁止の取締員みたいな、喫煙をチェックする人を配置する。そういうこともやらないと、条例をつくって、「はい、皆さん、わかりましたか」と言ってもやりませんよね。

だから最後は条例として、都議会で制定されるかどうかわかりませんが、そういう姿勢なのだったら、国際大会に間に合わせるのだったら、区としても、2年間の行程表で、ここまではこういうものを置きたい、ここまでは何人ぐらい確保したい、そういうのを見させていただけると非常に、練馬区に住んでよかったというのが伝わってくると思います。

○会長

どうぞ。

○健康推進課長

まず、条例の趣旨として、もう1回申し上げますと、東京都がつくろうとしている条例。これは東京都が、受動喫煙の防止ということで、屋内における受動喫煙の健康に与える悪影響、こういったものが科学的に明らかになっている、屋内にいる、職場で受動喫煙にさらされている人がいる、屋内での受動喫煙、これはもう逃れようがないので、これを禁止して、場合によっては罰則でこれを推進していこうといった考えでございます。

これについては、東京都という広域的な行政の主体が条例をつくれば、当然、東京都下の自治体はこれに則って、この条例を施行していくという、

そういった条例の強制力がありますので、保健所設置している特別区、要するに練馬区が取り締まりを行うと言っている。

どのように取り締まるかということについては、まだ何も東京都は示していないので、我々としても東京都に問いかけているのですけれども、東京都は「今、考えている最中です」ということで、それは今後の話になってくると思います。

屋外については、全く趣旨が違いまして、受動喫煙を防止するための条例ではなく、あくまでポイ捨てとか、たばこの火によるやけど防止など、環境を守るためにということで作った条例でございます。

ですので、たばこを吸ってはいけないということではなく、環境美化の観点から、そこはたばこを吸わない禁止地区にして、そこで吸った人については過料を取るなどの方法があります。しかしながら、屋内と屋外では概案が全く今、違っているということで、たばこそのものは禁止薬物ではないので、これを吸ってはいけないということは、日本の国内ではまだそういった考えにはなっていないと考えています。

ただ、屋内での受動喫煙というのは確かに健康上、相当被害があるというエビデンスがあるということが書いてあるので、条例を定めて、オリンピックに向けて進めていこうというのがこの資料の中身と、捉えているところでございます。

○会長

リオデジャネイロでは屋内は全部禁煙にしたはずです。ですから、この東京都の条例は、恐らくオリンピック委員会からかなりクレームが来るの

ではないかと私は思っています。これは東京都の問題ですね。どうぞ。

○健康部長

今、お2人の委員から様々なご意見をいただきました。この問題に関しましては、様々な考え方があって、東京都にも5,200件のご意見が寄せられたということですし、私どもにも、日常、様々なご意見をいただいております。

簡単には、こういう方向というように行かない部分もございますが、区議会にも陳情が出ている案件でもございますので、区議会でのご意見といたしますか、ご審議の状況も踏まえながら、区としてもどういう対応をすべきかということは考えたいと思っています。

東京都の基本的な考え方については、明らかでないということが幾つもありまして、それについて伺ったりもしているわけですが、なかなかご回答は、まだ詳細が決まっていないということだと思いますけれども、ただけないということでございます。

屋外での喫煙についても、東京都の考え方を示していただけないかということも、区としては申し述べているところでございますので、本日いただいたようなご意見も含めまして、区民の皆様からも様々なご意見があろうかと思っています。

ただ、課長が申し上げましたように、都条例とか国の法令で決まったことについては、区としてもそれに基づき、実施していくということになりますので、これを国民、それから都民の全体の議論が必要であろうと思っていますところでございます。

○委員

今日、この場でということではもちろんないのですが、この健康推進協議会で、総意としてまとめて、それを区長に、答申することは、できないのでしょうか。

会長が取りまとめるという形になると思いますけれども。

○会長

案をつくって、皆さん方にお回しして、それでまとめさせていただくという形にならざるを得ないと思います。

○委員

現在でも練馬区は歩きたばこは禁止されていますが、実際には通勤のときに、歩きたばこというのは一般に吸われていたりしています。非常に注意しにくいのですが、やはり徹底して、一度アピールして、「歩きたばこは禁止ですよ」というのをイメージとして、きちんと確立していかないと、注意するほうも非常にやりにくいと思います。キャンペーンをしっかりとやってほしいです。

区の職員でも、自分がたばこを吸う人もいるわけですから、やはりきちんと徹底をしてほしいと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○会長

この協議会として、たばこの問題について何か方針を出すということについては、事務局と相談して、案をつくって、皆さん方にお回しして、それでまとめさせていただきたいと思います。これは、今後の課題として考

えさせていただきますと思います。

それでは、このたばこの問題は今後の課題として残させていただきます、全体を通して意見がおありでしょうか。

個人的な考えですが、「ねりまゆる×らく体操」は、非常によくできているのですが、31項目は少し多過ぎるので、これをつくられた専門の方にご相談して、簡易版みたいなもっと気軽にできるものを考えられたらいいのではないかと思います。事務局で検討していただきたいと思います。

他にどなたかご意見いかがでしょうか。

○委員

受動喫煙のことに関連して伺いたいのですが。練馬区には屋外、練馬駅などに喫煙所があります。大泉学園駅南口のデッキ上に喫煙所があって、エレベーターの前にあって、苦情もあるということなのですが、これについて移動など検討はされているのでしょうか。

○事務局

直接、私どもが担当していることではないので、確認をさせていただきますと思います。

○委員 場所がないというようなことも聞いています。受動喫煙を防止するということ、それを優先するという立場に立って、場合によっては撤去するということも大事かと、意見として申し上げておきます。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、次回開催について、事務局から。

○事務局

次回の開催なのですが、平成30年3月22日木曜日、午後2時半からです。会場は本日と同じく5階の庁議室になりますので、ご予定のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長

時間は何時からですか。

○事務局

本日と同じく午後2時半からになります。

○会長

それではご予定いただきたいと思います。

本日は多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。宿題がありましたので、事務局と相談したいと考えています。どうもありがとうございました。